

資料編

1 本計画の策定経過

(1) 本計画の検討状況

期日	実施内容
令和5年 8月～10月	藤沢市健康増進計画(第2次)及び第3次藤沢市食育推進計画の最終評価アンケートの実施
令和6年3月	藤沢市健康増進計画(第2次)及び第3次藤沢市食育推進計画の最終評価アンケート調査結果報告書作成
令和6年7月	第1回藤沢市健康づくり推進会議
令和6年9月	第2回藤沢市健康づくり推進会議
令和6年11月	第3回藤沢市健康づくり推進会議
	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
令和6年12月	12月市議会定例会
令和7年2月	第4回藤沢市健康づくり推進会議
	2月市議会定例会
令和7年3月	藤沢市健康増進計画(第3次)策定

(2) パブリックコメント(市民意見公募)の実施結果

【実施概要】

実施件名	「藤沢市健康増進計画(第3次)(素案)」について
意見募集の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者
意見の提出方法	任意の用紙又は所定の用紙に、住所、氏名、意見を記入の上、健康づくり課へ持参・郵送・ファクス・電子メール又はホームページの入力フォームにより受付
実施期間	2024年(令和6年)11月18日(月)から 2024年(令和6年)12月17日(火)まで
実施主体	藤沢市長

【提出状況】

意見提出者数	2名
意見総数	2件

【提出された意見・提案の内訳】

①各施策の取組について(喫煙)	1件
②子どもに関する施策について	1件

(3) 藤沢市健康づくり推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市の健康増進に関する施策を総合的に推進するため「藤沢市健康づくり推進会議(以下「推進会議」という)を置き、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 藤沢市健康増進施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 藤沢市健康増進計画に関すること。
- (3) その他、藤沢市の健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は 25 人以内とし、次の号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師の代表
- (2) 歯科医師の代表
- (3) 薬剤師の代表
- (4) 産業保健、職域保健の代表
- (5) 企業、商業の代表
- (6) 健康づくり関連団体の代表
- (7) 健康増進施設の代表
- (8) 地域団体の代表
- (9) 教育関係の代表
- (10) 学識経験者
- (11) 市民の代表
- (12) 市職員
- (13) その他市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第6条 推進会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

(報酬)

第7条 推進会議の委員の報酬は、藤沢市非常勤の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)第2条第3項に定めるところによる。(庶務)

(部会)

第8条 会議の協議事項を具体的に検討するため、必要に応じて会議に部会を設けることができる。

(庶務)

第9条 推進会議は、藤沢市健康医療部健康づくり課において総括し及び処理する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(4) 藤沢市健康づくり推進会議委員名簿

任期：2024年(令和6年)7月25日～2026年(令和8年)3月31日

2025年(令和7年)3月現在

設置要綱における組織	選出母体	役職等	氏名
医師の代表	藤沢市医師会	理事	◎鈴木 勇三
歯科医師の代表	藤沢市歯科医師会	理事	宮田 保之
薬剤師の代表	藤沢市薬剤師会	理事	齊藤 祐一
産業保健・ 職域保健の代表	全国健康保険協会	神奈川支部企画総務部 企画総務グループ長	太田 寛明
企業・商業の代表	藤沢商工会議所	専務理事	竹村 裕幸
健康づくり 関連団体の代表	健康づくり普及推進団体 「健康ふじさわ」	健康普及員	沼上 恵美子
健康増進施設の代表	藤沢市みらい創造財団	トレーニング統括マネージャー 課長補佐	近藤 敬介
	藤沢市保健医療財団	保健事業課長	田中 あゆみ
	藤沢市社会福祉協議会	上級主査	北野 範之
教育関係の代表	小学校校長会	校長	山崎 晋治
学識経験者	藤沢市食生活対策推進 協議会	委員長	佐野 喜子
	歯科保健推進会議	委員長	山本 龍生
	藤沢市タバコ対策協議会	委員長	山口 邦彦
	慶應義塾大学・大学院 健康マネジメント研究科	教授	小熊 祐子
市民の代表	一般市民公募	—	石川 美保子
			島田 好宏
市職員	藤沢市民病院	副院長・診療部長	山岸 茂
	藤沢市保健所	保健所長	○阿南 弥生子

◎委員長 ○副委員長(敬省略 順不同)

2 藤沢市歯及び口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯及び口腔の健康づくりについて基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに関係者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わっているという認識の下、市民自らがその意義を自覚して取り組む必要があるものであり、その施策は、市民が生涯にわたって良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得ることにより、市民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、神奈川県との連携を図りつつ歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医師等及び関係者と連携し、及び協力して行うものとする。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力し、関係者との連携を図り、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導に関するサービスを提供するよう努めるものとする。

(保健医療、社会福祉、教育等に関する業務を行う関係者の役割)

第5条 保健医療、社会福祉、教育等に関する業務を行う者は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する従業員の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保等、歯及び口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、生涯にわたり歯及び口腔の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、80歳で自らの歯を20本以上保つことを目指した8020運動の趣旨を踏まえ、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する広報及び情報の収集

(2) 乳幼児期及び青少年期におけるフッ化物応用等の効果的なう蝕予防対策の推進

- (3) 成人期における歯周疾患及び歯の喪失の予防対策の推進
- (4) 高齢期における口腔機能の維持及び向上に係る施策
- (5) 障がい児及び障がい者の口腔機能の獲得、維持及び向上の支援
- (6) 介護を必要とする高齢者等の歯科疾患の予防並びに口腔機能の維持及び向上の支援
- (7) 歯及び口腔の健康づくりの観点から、食育及びたばこ対策の推進、糖尿病その他生活習慣病の予防等を歯科医師等及び関係者と連携して推進すること。
- (8) 歯及び口腔の健康づくりに関する活動に携わる市民を増やし、その活動を支援すること。
- (9) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に必要な施策
(歯科保健推進計画の策定)

第9条 市長は、市民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科保健推進計画を定めるものとする。

2 市が歯科保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づき策定する健康増進計画と整合性を図り、これと一体的に策定するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

藤沢市健康増進計画(第3次) 元気ふじさわ健康プラン

発行年月 2025 年(令和 7 年) 3 月

発 行 藤沢市 健康医療部 健康づくり課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111(代表)

